

## 建設工事における技術者の専任に係る取扱いについて

平成28年12月1日

建設業法施行令第27条第2項の規定に基づき、同一の専任の主任技術者が建設工事を管理することができる場合の主任技術者の兼務について、次のとおり取り扱うこととする。

### 第1 監理技術者又は主任技術者の専任を要しない期間

次のいずれかに該当する期間で発注者と受注者の間で設計図書もしくは打合せ記録等の書面により明確になっている場合は、工事現場への専任は要しないものとする。

- 1 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間  
(例) 現場事務所の設置、資機材の搬入、仮設工事等が開始されるまでの期間等
- 2 工事を全面的に一時中止している期間  
(例) 工事用地等の確保が未了、自然災害の発生、埋蔵文化財調査等
- 3 工場製作のみが行われている期間  
(例) 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作期間
- 4 工事完成後、検査が終了し(発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。)事務手続、後片付け等のみが残っている期間
- 5 余裕期間制度を実施している工事における余裕期間

### 第2 同一の専任の主任技術者が管理することができる工事

次の条件をすべて満たす工事とする。ただし、監理技術者には適用しない。

- 1 工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事であること。  
なお、相互に調整を要する工事について、資材の調達を一括で行う場合や工事の相当の部分を同一の下請け業者で施工する場合も含まれると判断して差し支えない。
- 2 工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所であること。
- 3 同一の建設業者が施工する場合であること。
- 4 同一の主任技術者が管理することができる工事の数は、専任が必要な工事を含む場合は、原則2件までとする。

### 第3 主任技術者の兼務に関する手続き

#### 1 主任技術者兼務届の提出が必要な場合

請負代金が4,000万円（建築一式工事の場合は8,000万円）以上の塩尻市発注工事の主任技術者が他の工事を兼務する場合。

#### 2 主任技術者兼務届の提出時期

- (1) 新たに受注した塩尻市発注工事において、専任を要する主任技術者が、既に受注している他の工事の主任技術者と兼務する場合は、契約書提出時（契約方法が簡易型一般競争入札の場合は、塩尻市簡易型一般競争入札参加資格確認申請書提出時）に「主任技術者兼務届」（様式1）（以下「兼務届」という。）を塩尻市財政課契約検査係に提出する。
- (2) 既に受注している塩尻市発注工事において、専任を要する主任技術者が、他の工事の主任技術者と兼務する場合は、他の工事の契約締結までに「兼務届」を塩尻市財政課契約検査係に提出すること。

### 第4 建設工事の技術者の専任に係る取扱いについて

建設業法第26条第3項が、公共性のある施設又は多数の者が利用する施設等に関する重要な工事について、より適正な施工を確保するという趣旨で設けられていることにかんがみ、個々の工事の難易度や工事現場相互の距離等の条件を踏まえて、各工事を同一の専任の主任技術者が管理できることとするかは、発注者が適切に判断する。

また、土木工事以外の建築工事等においても活用が見込まれ、民間発注者による工事も含まれる点について留意する。

### 第5 適用時期

平成28年12月1日現在、契約中の工事及び同日以降に契約する工事に適用する。

附 則

この規定は、令和3年6月1日から施行する。

附 則

この規定は、令和5年1月1日現在契約中の工事及び同日以降契約する工事から適用する。